

# マイナンバーカードの普及等に向けた 情報システムに係る調達等における評価制度について (事業者の皆さまへ)

## はじめに

行政機関等が、**情報システムに係る調達等**を、**総合評価落札方式又は企画競争**により行う場合について、マイナンバーカードの利活用等を評価する仕組みが導入されます。※

政府では、国民がマイナンバーカード制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、各種施策を講じています。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及等を図ることにより行政の利便性向上・運用効率化等を実現するため、同じくデジタル社会の基盤となる情報システムに係る調達等においてマイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価する仕組みを導入します。

本制度の導入により、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスが普及することで、入札を含む各種手続に伴う本人確認のオンライン化が一層広まることが期待されます。

※「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

「マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度の実施要領」（2020年（令和2年）3月6日各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定、2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

# I. 評価制度の全体像

- 本制度は、国の機関等が行う情報システムに係る調達等のうち、総合評価落札方式または企画競争によるものを対象として、マイナンバーカードの普及等に向けた取組を行う事業者を評価するものであり、令和6年度までの時限的な取組です。

## (1) 取組主体

- 国の機関、独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫、国立大学法人、大学共同利用法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会及び日本年金機構

## (2) 取組の対象範囲

- 以下に掲げる調達のうち、**総合評価落札方式**又は**企画競争**によるもの。
  - ①情報通信技術に係る物品（ICカードリーダー等）及び役務（クラウドストレージサービスの利用等）
  - ②情報システム（国の基幹システム等）の整備及び運用

※ ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）に則り行われる調達など、法令又は閣議決定において価格以外の評価要素が個別具体的に規定されているものように、個別の調達において、公的個人認証サービスの利活用を推進している民間事業者及び電子入札により入札に参加する民間事業者を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達を除く。

## (3) 評価対象事業者

- 次に掲げる事業者を対象とする。
  - ①公的個人認証法第17条第1項第4号、第5号若しくは第6号の規定に該当する事業者であって同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者（以下「**認定事業者**」という。）
  - ②官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を有して入札に参加する事業者（以下「**電子入札事業者**」という。）

## (4) 評価方法

- 評価対象事業者のうち①については認定等の状況により、②については入札参加方法により、評価を行う。

## (5) 実施時期

- 入札公告日が令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

(※) 原則として、入札公告日が令和2年4月1日以降の情報通信技術に係る調達等に適用。ただし、取組主体において、入札システムの整備状況等により、実施期間の始期から上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、段階的に取組を行うものとする。

## II. 評価制度に伴う対応事項について

- 本制度の適用対象となる情報システムに係る調達等に参加する場合、認定事業者または電子入札事業者として評価されるためには、以下のような対応事項を行う必要があります。

### STEP1 参加する調達为本制度の対象調達かを確認する (P.4)

- 本制度で評価対象となるのは、情報システムに係る調達等のうち、総合評価落札方式又は企画競争による調達です。
- 参加する調達が本制度の対象調達かどうかについては、入札説明書等に含まれる技術等評価表の項目等で確認することができます。

### STEP2 当該調達における評価対象事業者を確認する (P.5)

- 評価対象となる評価対象事業者は、①公的個人認証法に基づく認定事業者、及び、②マイナンバーカードを用いてオンラインで入札に参加する電子入札事業者ですが、調達によって、以下の(i)(ii)のケースがあります。
  - (i)認定事業者及び電子入札事業者を評価する場合 (GEPSを利用する調達のみ)
  - (ii)認定事業者のみを評価する場合 (GEPSを利用する調達以外)
- このため、入札説明書等に含まれる技術等評価表の項目等で、入札に参加する調達が、どの事業者を評価しているかを確認します。

### STEP3 調達ポータルで利用者登録を行う (調達ポータルのマニュアルを参照) 【STEP2(i)のケースで、電子入札事業者が評価される調達のみ】

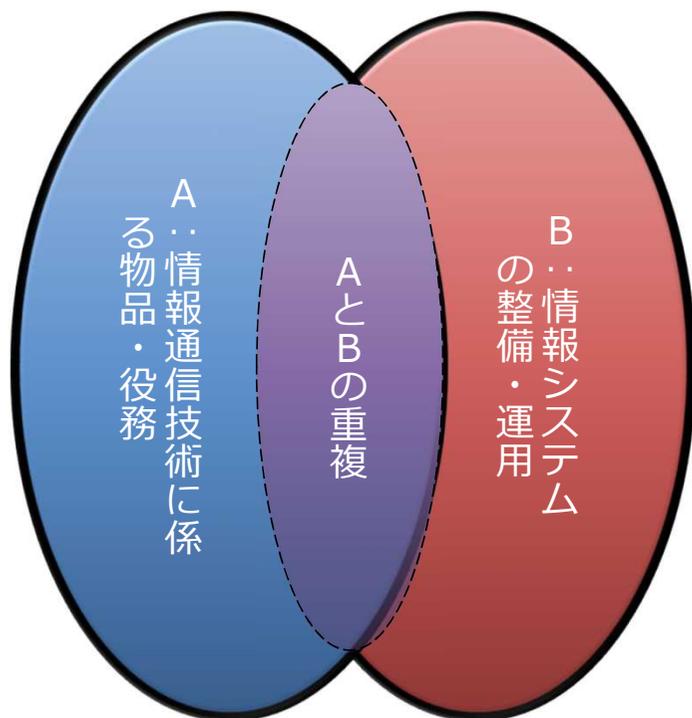
- 電子入札事業者として評価されるためには、調達ポータルにおいて以下の方法で、利用者登録を行います。
  - ①個人事業主(本人)が、自身のマイナンバーカードを用いて、入札に参加する場合
    - 通常の利用者申請通り、調達ポータルのマニュアルに従って登録ください。
    - (詳細については<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0115>を参照)
  - ②上記以外の場合(法人が、代表者や委任された社員等(個人)のマイナンバーカードで入札に参加する場合、又は個人事業主から委任された第三者(個人)のマイナンバーカードで入札に参加する場合)
    - マイナンバーカードを用いた電子委任状の発行を受けた上で、調達ポータルのマニュアルに従って登録ください。
    - (詳細については<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0116>を参照)

### STEP4 評価対象事業者に係る書類等を提出する (P.6)

- 入札説明書等に従って、以下の書類を提出します。
  - (i)認定事業者及び電子入札事業者を評価する場合 (GEPSを利用する調達のみ)
    - 認定書や協定書の写し等 + マイナンバーカードを用いて入札に参加
  - (ii)認定事業者のみを評価する場合 (GEPSを利用する調達以外)
    - 認定書や協定書の写し等

- 本制度では、情報システムに係る調達等のうち、**総合評価落札方式**又は**企画競争**によるものが対象となります。  
⇒「情報システムに係る調達等」とは以下のいずれかに該当する調達です。
  - A：**情報通信技術に係る物品**（ICカードリーダー等）**及び役務**（クラウドストレージサービスの利用等）
  - B：**情報システム**（国の基システム等）の**整備及び運用**
- 入札に参加する調達が多本制度の対象調達かどうかについては、入札説明書等に含まれる技術等評価表の項目等で確認することができます。

## 対象となる調達の範囲のイメージ



### 考え方

Aは、インターネットなど情報通信技術を用いた物品等を指す。  
Bは、情報を処理し、又は送信、伝達、受信するシステムを指す。

### A（Bとの重複を除く）の具体例

- パソコン、電話機、ファクシミリ、ICカードリーダー、ソフトウェア 等
- クラウドストレージサービスの利用、ヘルプデスクの運用 等

### B（Aとの重複を除く）の具体例

- （組織内の）人事・給与管理システム、旅費システム、基幹システムの整備・運用 等

### AとBの重複の具体例

- 電子申請システムの整備・運用 等

- 評価対象事業者は、①公的個人認証法に基づく**認定事業者**、②マイナンバーカードを用いて電子入札に参加する**電子入札事業者**ですが、調達によって、以下の( i )( ii )のケースがあります。(※)
- ( i )認定事業者及び電子入札事業者を評価する場合 ( GEPSを利用する調達のみ)  
( ii )認定事業者のみを評価する場合 ( GEPSを利用する調達以外)
- このため、入札説明書等に含まれる技術等評価表の項目等で、入札に参加する調達において、どの事業者を評価対象としているかを確認します。

(※) 当該調達において利用されている電子調達システムが、マイナンバーカードに未対応の場合には( ii )になります。

### ( i ) 認定事業者及び電子入札事業者を評価する調達の場合

- 以下の①②いずれか、又は両方に該当する場合に評価されます。具体的な配点は、個別の技術等評価表を確認してください。
- ①認定事業者 ( a又はbに該当)
  - a. 公的個人認証法第17条第1項第4号、第5号若しくは第6号の規定に該当する事業者であって同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構 ( J-LIS ) と締結した事業者【署名検証者】
  - b. 公的個人認証法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者【みなし署名検証者】
- ②電子入札事業者 ( 電子調達システムにマイナンバーカードを利用して電子入札に参加する事業者)

### ( ii ) 認定事業者のみを評価する調達の場合

- 認定事業者 ( a又はbに該当) である場合に評価されます。
  - a. 公的個人認証法第17条第1項第4号、第5号若しくは第6号の規定に該当する事業者であって同条第4項に規定する取決めをJ-LISと締結した事業者【署名検証者】
  - b. 公的個人認証法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者【みなし署名検証者】

#### (参考)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ( 公的個人認証法。平成14年12月13日法律第153号)

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一～三 (略)

四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者

六 前各号に掲げる者以外の者であって、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして総務大臣が認定するもの

2～6 (略)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則 (平成15年9月29日総務省令第120号)

第二十九条 電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者 (以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。) に委託した者であって前条第一号に掲げる基準に適合するもの (以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。) は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。

2～4 (略)

# STEP4

## 評価対象事業者に係る書類等を提出する

- 入札説明書等に従い、以下の書類を提出します。なお、電子入札事業者にのみに該当する場合は、提出は不要ですが、マイナンバーカードを用いて入札に参加する必要があります。

### 認定事業者に該当する場合に提出する書類等

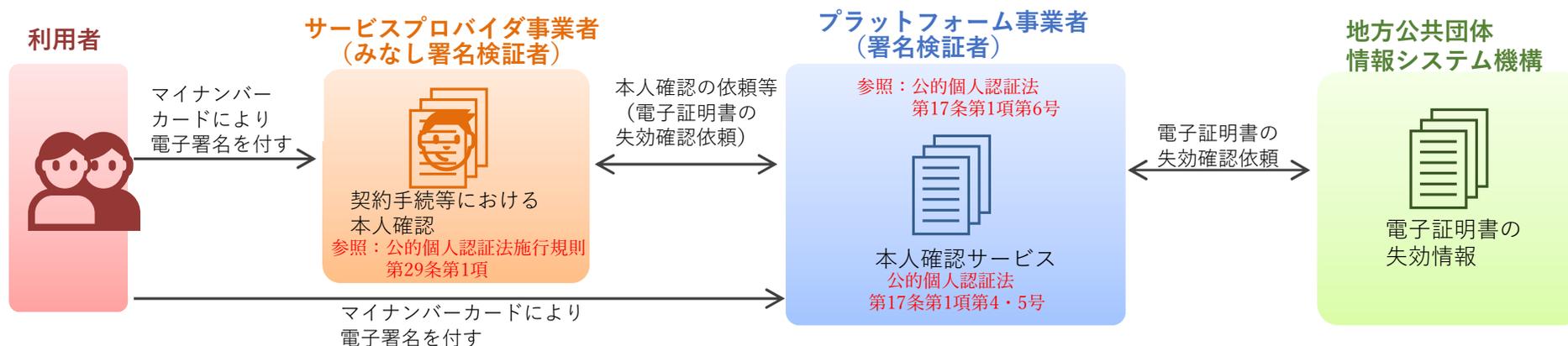
- ▶ 本制度で対象となる「認定事業者」は4つの区分に分けられますが、入札に参加する際には、認定事業者に該当することを発注機関に対して明確にした上で、その旨を証する書類等をデータ化の上、技術提案書等と併せて提出します。（詳細は、各調達案件の入札説明書等を参照ください。）

STEP2(i)① の区分	認定事業者の区分	認定事業者の概要	証する書類
a	公的個人認証法第17条第1項第4号に該当する事業者	民間認証局（特定認証業務を行う事業者であって、電子署名法に基づき総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣の認定を受けた者）	○電子署名法第4条第1項に基づく総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣の認定書の写し ○J-LISと締結した協定書の写し
	公的個人認証法第17条第1項第5号に該当する事業者	特定認証業務を行う事業者であって、公的個人認証法に基づき総務大臣の認定を受けた者	○公的個人認証法第17条第1項第5号に基づく総務大臣の認定書又は同条第2項に基づく総務大臣の更新認定書の写し ○J-LISと締結した協定書の写し
	公的個人認証法第17条第1号第6号に該当する事業者	公的個人認証法に基づき総務大臣の認定を受けた者	○公的個人認証法第17条第1項第6号に基づく総務大臣の認定書又は同条第2項に基づく総務大臣の更新認定書の写し ○J-LISと締結した協定書の写し
b	公的個人認証法施行規則第29条第1項に該当する電子署名等確認業務委託者	上記6号に該当する事業者に（システム構築等を）委託して、公的個人認証サービスを民間手続に活用する事業者	○公的個人認証法第17条第1号第6号に該当する事業者との間で結んだ電子署名等確認業務の委託に係る契約書の写し

※上記aの認定の有効期間は1年間であり、最新の認定書・更新認定書を提出ください。

※上記認定の取得方法等の詳細は「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」を参照ください。  
（総務省HP：[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kojinninshou-02.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html)）

### （参考）民間手続における公的個人認証サービスの活用イメージ



# お問合せ先／参考リンク

## **【お問合せ先】**

お問合せ内容に応じて以下の窓口へお問合せください。

### **■ マイナンバーカードを用いた電子委任状の申請等に関するお問合せ**

電子委任状取扱事業者：株式会社サイバーリンクス

<https://mynatrust.jp/service/e-loa/geps/index.html>

電話番号：073-488-3787

電子委任状取扱事業者：NTTビジネスソリューションズ株式会社

<https://poa.e-probatio.com/>

電話番号：06-6147-2101

※ その他の電子委任状取扱事業者においてもマイナンバーカードを用いた電子委任状の取り扱いを開始する場合は、別途お知らせいたします

### **■ 調達ポータル及びGEPSの操作方法、システム仕様に関するお問合せ**

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル） 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

### **■ マイナンバーカードの普及等に向けた情報システムに係る調達等における評価制度に関するお問合せ**

デジタル庁 電話番号：03-4477-6775（代表）

## **【参考リンク】**

・調達ポータル 「調達ポータル・電子調達システムでマイナンバーカードを用いた電子委任状が利用可能となります」

<https://www.p-portal.go.jp/>

掲載先：重要なお知らせ欄

・デジタル庁「マイナンバー（個人番号）制度」

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber>